

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 令和5年第4回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第124号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第124号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和5年8月31日

消 防 局

議案第 1 2 4 号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例 の制定について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備に係る基準を改めること等のため改正するもの

1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正（令和 5 年総務省令第 4 8 号）

2 改正の主な内容

(1) 上記 1 に伴い、蓄電池設備に係る基準を次のとおり改めるもの

ア 蓄電池設備について、条例の規制対象を定める単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改め、蓄電池容量が 1 0 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 1 0 キロワット時を超え 2 0 キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを除く蓄電池設備を規制の対象とし、並びに当該蓄電池設備にあつては、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならないこととすること。

イ 開放形鉛蓄電池を用いた蓄電池設備を設置する場合に限り、耐酸性の床上又は台の上に電槽を設置しなければならないこととすること。

ウ 屋外に設ける蓄電池設備のうち建築物からの離隔距離が不要とされる要件に、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加すること。

(2) 上記 1 に伴い、固体燃料を用いた^{ちゅう}厨房設備に係る離隔距離を定めるもの

※ 離隔距離とは、可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいう。

(3) 蓄電池設備（蓄電池容量が 2 0 キロワット時を超えるもの）を設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならないこととするもの

3 施行期日

令和 6 年 1 月 1 日から施行

議案第124号参考資料

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例関係

- 1 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令による対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「対象火気省令」という。）の一部改正 令和5年5月31日公布 令和6年1月1日から施行
- 2 条例改正に係る上記1の主な内容
 - (1) 対象火気省令においては、4,800Ah・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いているところ、令和4年度に開催された消防庁の「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」において、規制の対象となる蓄電池設備を、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量(kWh)を用いて区分することとされたことを踏まえ、蓄電池容量が10kWh以下のもの及び蓄電池容量が10kWhを超え20kWh以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととされた。
 - (2) 現行の対象火気省令に規定する蓄電池設備に係る基準は、主に開放形鉛蓄電池設備を想定しているところ、開放形鉛蓄電池設備以外にも対応可能な基準とされることにより、開放形鉛蓄電池を用いた蓄電池設備に限り、その電槽は、耐酸性の床^上又は台^上に設置することとされた。
 - (3) 屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3m以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たすものについて離隔距離は不要とされているところ、当該要件に、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものが追加された。
 - (4) 令和4年度に開催された消防庁の「火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会」における炭火焼き器の標準的な離隔距離の確立に向けた検証を踏まえ、固体燃料を用いた^{ちゅう}厨房設備に係る離隔距離が定められた。
- 3 火を使用する設備等の設置に係る届出対象の改正について
蓄電池設備に係る基準の見直しを踏まえ、蓄電池容量20kWhを超える蓄電池設備を設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならないこととするもの

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号 (変電設備)</p> <p>第14条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(2) 可燃性又は腐食性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(3)の2 <u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。</p> <p>(4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。</p> <p>(5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。</p> <p>(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。</p> <p>(7) 変電設備のある室内は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p>(8) 定格電流の範囲内で使用すること。</p> <p>(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要</p>	<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号 (変電設備)</p> <p>第14条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(2) 可燃性又は腐食性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。</p> <p>(4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。</p> <p>(5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。</p> <p>(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。</p> <p>(7) 変電設備のある室内は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p>(8) 定格電流の範囲内で使用すること。</p> <p>(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要</p>

改正後	改正前
<p>に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。</p> <p>(10) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。 （急速充電設備）</p> <p>第14条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) その筐(きょう)体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のもの充電ポストにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>(3) <u>その筐(きょう)体には、雨水</u>等の浸入防止の措置を講ずること。</p>	<p>に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。</p> <p>(10) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。 （急速充電設備）</p> <p>第14条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) その筐(きょう)体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のもの充電ポストにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>(3) <u>雨水</u>等の浸入防止の措置を講ずること。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(5) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(9) 異常な高温とならない措置を講ずること。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(10) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</p> <p>(11) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(12) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(13) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措</p>	<p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(5) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(9) 異常な高温とならない措置を講ずること。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(10) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</p> <p>(11) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(12) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(13) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措</p>

改正後	改正前
<p>置を講ずること。</p> <p>(14) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(15) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>(16) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</p> <p>(17) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</p> <p>(18) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p>2 屋外に設ける急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、前項に規定するもののほか、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</p>	<p>置を講ずること。</p> <p>(14) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(15) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>(16) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</p> <p>(17) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</p> <p>(18) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p>2 屋外に設ける急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、前項に規定するもののほか、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</p>

改正後	改正前
<p>(2) 分離型のものにあつては、充電ポスト</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。</p> <p>(蓄電池設備)</p>	<p>(2) 分離型のものにあつては、充電ポスト</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。</p> <p>(蓄電池設備)</p>
<p>第16条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)</u>は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</p>	<p>第16条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)</u>の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第13条第4号並びに第14条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第13条第4号並びに第14条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。</p>
<p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)</u>にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p>	<p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p>
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第13条第4号、第14条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第14条の2第1項第3号</u>の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>	<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第13条第4号、第14条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>
<p>第62条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨</p>	<p>第62条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨</p>

改正後	改正前
<p>を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 熱風炉</p> <p>(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(3)の2 当該厨(ちゆう)房設備の入力と同一厨(ちゆう)房室内に設ける他の厨(ちゆう)房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨(ちゆう)房設備</p> <p>(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）</p> <p>(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に規定するものを除く。）</p> <p>(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるもの、気体を熱源とする入力5.8キロワット未満のもの及び電気を熱源とする定格消費電力10キロワット未満のものを除く。）</p> <p>(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2 燃料電池発電設備（第11条の2第2項及び第4項に定めるものを除く。）</p> <p>(7)の3 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機</p> <p>(8) 火花を生ずる設備</p> <p>(8)の2 放電加工機</p> <p>(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(9)の2 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(10) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第15条第4項に定めるものを除く。）</p> <p>(11) 蓄電池設備 <u>（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）</u></p>	<p>を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 熱風炉</p> <p>(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(3)の2 当該厨(ちゆう)房設備の入力と同一厨(ちゆう)房室内に設ける他の厨(ちゆう)房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨(ちゆう)房設備</p> <p>(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）</p> <p>(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に規定するものを除く。）</p> <p>(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるもの、気体を熱源とする入力5.8キロワット未満のもの及び電気を熱源とする定格消費電力10キロワット未満のものを除く。）</p> <p>(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2 燃料電池発電設備（第11条の2第2項及び第4項に定めるものを除く。）</p> <p>(7)の3 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機</p> <p>(8) 火花を生ずる設備</p> <p>(8)の2 放電加工機</p> <p>(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(9)の2 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(10) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第15条第4項に定めるものを除く。）</p> <p>(11) 蓄電池設備 _____</p>

改正後											
(12) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備											
(13) 水素ガスを充填する気球											
別表第3 (第4条、第21条関係)											
種類				離隔距離 (センチメートル)							
				入力	上方	側方	前方	後方			
炉から温風暖房機まで 略											
厨気不 (体燃 ち燃以 ゆ料外 う) 房設 備	開放式	組込型	14キロワット	100	15	15	15	15			
			以下							(注 4)	(注 4)
			こん ろ・グリ ル付こ んろ・グ リドル 付こん ろ、キャ ビネッ ト型こ んろ・グ リル付 こん ろ・グリ ドル付 こんろ								
		据置型	21キロワット	100	15	15	15	15			
		レンジ	以下							(注 4)	(注 4)
	不開放式	組込型	14キロワット	80	0	—	0	0			
	燃	こん	以下								

改正前											
(12) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備											
(13) 水素ガスを充填する気球											
別表第3 (第4条、第21条関係)											
種類				離隔距離 (センチメートル)							
				入力	上方	側方	前方	後方			
炉から温風暖房機まで 略											
厨気不 (体燃 ち燃以 ゆ料外 う) 房設 備	開放式	組込型	14キロワット	100	15	15	15	15			
			以下							(注 4)	(注 4)
			こん ろ・グリ ル付こ んろ・グ リドル 付こん ろ、キャ ビネッ ト型こ んろ・グ リル付 こん ろ・グリ ドル付 こんろ								
		据置型	21キロワット	100	15	15	15	15			
		レンジ	以下							(注 4)	(注 4)
	不開放式	組込型	14キロワット	80	0	—	0	0			
	燃	こん	以下								

改正後								改正前										
			ろ・グリ ル付こ んろ・グ リドル 付こん ろ、キャ ビネッ ト型こ んろ・グ リル付 こん ろ・グリ ドル付 こんろ									ろ・グリ ル付こ んろ・グ リドル 付こん ろ、キャ ビネッ ト型こ んろ・グ リル付 こん ろ・グリ ドル付 こんろ						
			据置型 レンジ	21キロワット 以下	80	0	—	0				据置型 レンジ	21キロワット 以下	80	0	—	0	
		固不 体燃 燃以 料外	木炭を燃料と 燃するもの 炭火焼 き器	—	100	50	50	50	(新規)									
		不 燃するもの	木炭を燃料と 炭火焼 き器	—	80	30	—	30										
		上記に分類され ないもの	使用温度 が800度以 上のもの	—	250	200	300	200				上記に分類され ないもの	使用温度 が800度以 上のもの	—	250	200	300	200
			使用温度 が300度以	—	150	100	200	100				使用温度 が300度以	—	150	100	200	100	

改正後								改正前								
			上800度未 満のもの								上800度未 満のもの					
			使用温度 が300度未 満のもの	—	100	50	100	50			使用温度 が300度未 満のもの	—	100	50	100	50
ボイラーから電気温水器まで 略								ボイラーから電気温水器まで 略								
備考 略								備考 略								